

北九州市宿泊税に関する調査検討会議 設置要綱

(設置目的)

第1条 北九州市における宿泊税に関する検討を行うため、北九州市宿泊税に関する調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 検討会議は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 宿泊税を導入することについて
- (2) 宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策について
- (3) その他目的達成に必要なことについて

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

2 次の各号に該当する者は選任の対象外とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

(会議運営)

第5条 検討会議は委員長が招集し、これを進行するものとする。

2 検討会議は、必要に応じて、委員以外の者に、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 検討会議の公開の方法は、委員長が委員に諮って決める。

(事務局)

第6条 検討会議の庶務及び補佐を行うため、事務局を産業経済局観光課に置く。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めのない事項で、検討会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。